

## あつまるカードに現金チャージ機能を追加

(株)あつまスタンプ会事務局 ☎ 27-2456  
(町商工会内)

あつまスタンプ会が発行するICポイントカード「あつまるカード」に現金チャージ機能が追加されました。

### 現金チャージ機の設置場所

総合ケアセンターゆくり  
ハマナスクラブ厚真藤井店  
Aコープかみあつま折坂店  
Aコープあつま店

### チャージとポイントの付与

- ・チャージは紙幣のみで、1日のチャージ限度額は1万円までです。
- ・1,000円のチャージごとにあつまるポイントが5ポイント付与されます。
- ・付与されたポイントは加盟店で買い物に利用できます。



### 現金チャージ機の使い方

- ①画面に表示された「チャージ」をタップ
- ②確認事項に問題がなければ「はい」をタップ  
※現金投入後のキャンセルやおつりの返却はできません。投入した紙幣はすべてチャージされます。硬貨や外貨は使用できません。
- ③チャージしたい媒体(「ICカード」)をタップ
- ④画面の指示に従ってカードを所定の場所へ  
※ICカードが反応しない場合は、一度、台から取り上げて置きなおしてください。  
※ICカード読み取り後は、すべての操作が終わるまでICカードを置いたまま動かさしないでください。途中で動かすと処理が中断され、エラーとなります。
- ⑤紙幣投入口にチャージしたい金額の紙幣を投入
- ⑥紙幣の投入が完了したら画面の「入金完了」をタップ
- ⑦取引完了画面が表示され終了

## ほくでん冬の節電プログラム

ほくでんお客さま相談センター ☎ 0120-956-688

北海道電力株式会社は、今冬の電力需給に万全を期すため「ほくでん冬の節電プログラム」を実施します。

### プログラムの概要

- ・プログラムに参加すると、参加特典として合計4,000円相当(経済産業省補助2,000円相当、北海道補助2,000円相当)のポイントが付与されます。
- ・令和5年1月分から3月分の各月の電気使用量が、前年と比べてマイナス3%以上を達成すると、さらに月1,000円相当のポイントが付与されます。
- ・貯まったポイントは「あつまるカード」にも移行でき、町内の加盟店でお買い物などに利用できます。



### 参加方法

プログラムへの参加およびポイントの付与には、ほくでんのウェブサイト「エネモール」への登録が必要です。

- ①ほくでんエネモールに会員登録する
- ②12月31日(土)までに冬の節電プログラムにエントリーする
- ③翌月の15日までに、エネモールポイント会員登録を行う(①の後、ほくでんから届く登録用コードなどが記載されているハガキが必要です)
- ④令和5年3月分検針日の前日まで、無理のない範囲で節電にチャレンジする  
※インターネット環境がなく①～③が困難な方は、ほくでんお客さま相談センターへご相談ください。



プログラムの詳細や  
会員登録はこちらから

## 厚真町在宅高齢者介護休養手当金

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

要介護者を介護しているご家族に、日ごろの労をねぎらうため在宅高齢者介護休養手当金を支給します。

### 支給対象者

- 以下の要件の全てを満たす方
- ・要介護3以上の認定を受けた家族を自宅で介護している方
  - ・令和4年4月1日から9月30日までの間、町内に住所を有し、現に要介護者と同居している方
  - ・無報酬で介護されている方

### 申請方法

支給要件に該当される方には、送付した申請書に必要事項を記入して福祉グループ窓口へ提出してください。  
※申請書などが届いていない方で該当すると思われる方は、お問い合わせください。

### 支給額

月額1万円

## 価格高騰緊急支援給付金

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

電力・ガス・食料品などの価格高騰に伴う負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に給付金を給付します。

### 対象世帯

- ①住民税非課税世帯  
今年9月30日時点で本町の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税の世帯(生活保護世帯を含む)
- ②家計急変世帯  
①のほか、令和4年1月から12月までに予期せず家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

### 支給手続き

①の方：対象世帯に確認書または申請書を送付します。申請書は支給に審査が必要な方に送付します。いずれも必要事項をご記入のうえ返送してください。  
②の方：支給を受けるには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

### 申請期限

令和5年1月31日(火)まで

### 給付額

1世帯あたり5万円

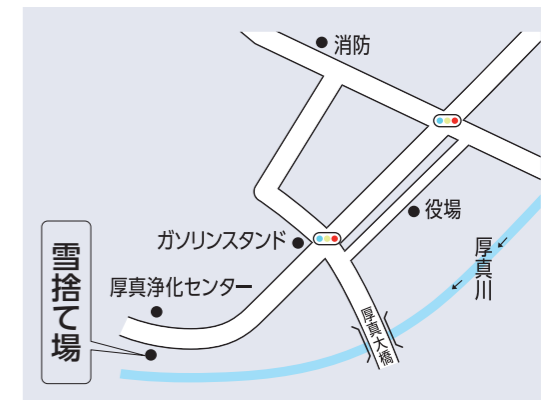
## 除雪の季節が始まります

建設課 土木グループ ☎ 27-2451

除雪作業にご理解とご協力をお願いします。

### 雪捨て場について

- ・雪捨て場は右図のとおり、厚真川右岸の厚真浄化センター手前(河川敷)に確保していますのでご利用ください。
- ・搬入の際はゴミや土砂などを混入しないようご協力をお願いします。



### 皆さまにお願い

- ・除雪の妨げとならないよう、町道や道道、歩道に車などの障害物を置かないようお願いします。
- ・じん速かつ効率的に道路の通行を確保することを優先して作業しているため、自宅出入り口前に雪が残ってしまう場合があります。ご自宅に残ってしまった雪は、ご自身で除雪するよう、ご協力をお願いします。